

2020年9月吉日

投資信託・公共債口座を
ご利用のお客様各位

株式会社 東北銀行

投資信託・公共債取引に係る規定・約款の一部改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、一般債取引の短縮化及び少額投資非課税制度（NISA）関連法令の改正等に伴い投資信託・公共債取引に関する規定・約款を下記の通り改定いたします。

なお、改定後の規定・約款は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定する規定・約款

- (1) 一般債振替決済口座管理規定
- (2) 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

2. 主な改定内容

- (1) 一般債の振替の申請について、「3営業日前まで」へ変更
- (2) 非課税口座に設けられている勘定（非課税管理勘定・累積投資勘定）の変更手続きの簡素化

3. 改定日

2020年9月14日（月）

4. 改定部分の新旧対照表

改定内容につきましては、次頁以降の新旧対照表をご確認ください。

「1. 一般債振替決済口座管理規定」の新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第6条 (振替の申請)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。</p> <p>①～⑤ (現行どおり)</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>第7条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第10条 (元利金の代理受領等)</p> <p>振替決済口座に記載又は記録がされている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)及び利金を取り扱うもの(以下「機構関与銘柄」といいます。)の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、<u>株式会社日本カストディ銀行</u>が当行に代わってこれを受け取り、当行が<u>株式会社日本カストディ銀行</u>からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。</p> <p>第7条～第22条 (現行どおり)</p> <p>第14条 (当行の連帯保証義務)</p> <p>機構又は<u>株式会社日本カストディ銀行</u>が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限り)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1) 一般債の振替手続きを行った際、機構又は<u>株式会社日本カストディ銀行</u>において、誤記帳等により本来の残高より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分(一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。)の償還金及び利金の支払いをする義務</p> <p>(2) その他、機構又は<u>株式会社日本カストディ銀行</u>において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>	<p>第1条～第9条 (省 略)</p> <p>第6条 (振替の申請)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。</p> <p>①～⑤ (省 略)</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>第7条～第9条 (省 略)</p> <p>第10条 (元利金の代理受領等)</p> <p>振替決済口座に記載又は記録がされている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)及び利金を取り扱うもの(以下「機構関与銘柄」といいます。)の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、資産管理サービス信託銀行株式会社が当行に代わってこれを受け取り、当行が資産管理サービス信託銀行株式会社からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。</p> <p>第7条～第22条 (省 略)</p> <p>第14条 (当行の連帯保証義務)</p> <p>機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社が振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限り)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1) 一般債の振替手続きを行った際、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社において、誤記帳等により本来の残高より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分(一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。)の償還金及び利金の支払いをする義務</p> <p>(2) その他、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>

第 15 条～第 22 条 (現行どおり) <u>2020 年 9 月</u>	第 15 条～第 22 条 (省 略) 2020 年 4 月
--	-----------------------------------

「2. 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」の新旧対照表

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日までに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項及び第 24 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当行に非課税口座を開設しており、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、)又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は<u>租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 21 項において準用する</u>租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用</p>	<p>第 1 条 (省 略)</p> <p>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日までに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項及び第 24 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当行に非課税口座を開設しており、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、)又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。</p>

確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。

2～6 (現行どおり)

7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。

第3条～第4条 (現行どおり)

第5条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。)のみを受け入れます。

① (現行どおり)

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ (現行どおり)

第6条～第9条 (現行どおり)

第10条 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

1 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月15日までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。(ただし、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該提出された年の勘定の種類を変更することはできず、「非課税口座異動届出書」を提出された年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更することしかできません。)

2 2024年1月1日以後、お客様が当行に開設した非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

2～6 (省 略)

7 2017年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

第3条～第4条 (省 略)

第5条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。)のみを受け入れます。

① (省 略)

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ (省 略)

第6条～第9条 (省 略)

第10条 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

1 お客様が当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

2 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月15日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。

3 2024年1月1日以後、お客様が当行に開設した非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出して

<p>第 11 条～第 14 条 (現行どおり) <u>2020 年 9 月</u></p>	<p>いただく必要があります。 第 11 条～第 14 条 (省 略) 2020 年 4 月</p>
--	--